

第24回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月16日(月)午前9時30分から午前10時10分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(20人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(1人)

農業委員

4番 小林 勉

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

- 議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について
議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について
議案 第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価（案）について
議案 第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について
報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 太田 隆一
農地係長 松原 耕二
農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第 24 回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は 11 名、農地利用最適化推進委員 9 名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、5 番、鬼武敬子委員、6 番、西岡正信委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

総会議案の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は 1 件です。

「別紙位置図」農地法第 3 条 1-1 と 1-2 を議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、ご説明いたします。

今回の申請は隣接農地耕作者への売買で、申請農地は大字小周防地区内にあり、周防出張所の北西約 900m に位置する 1 筆で、地目は田、面積は 2,735 m² です。

申請理由ですが、当該農地は、譲渡人が高齢で耕作できないことから、今回の譲受人とは別の耕作者に賃貸借をされておられました。

この度、賃貸借契約が満了となりましたのを機に、農地が隣接する譲渡人と譲受人の間での当該農地の売買について合意に至り、農地の継承を行うため申請があったものです。

続きまして、机上に配布しております議案第 1 号参考資料をご覧ください。

議案第 1 号参考資料「農地法第 3 条許可申請について」ですが (1)、(2) は説明済みですので説明は省きます。

つづいて、(3) 農地の権利移動の制限を定めた農地法第 3 条第 2 項につきまして、第 1 号から第 7 号をすべてクリアする必要があるため、各号について説明いたします。

まず

(3) のア第1号の「全部効率利用要件」についてです。

耕作目的での権利取得でない場合や取得後に対象農地全体を効率的に活用すると認められない場合は不許可となりますが、今回売買される農地は、譲受人の住居から近距離（約 500m）にあり、現在譲受人が耕作している農地にも隣接しています。

また、申請書に添付された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められ、問題ないと考えます。

続いて、イ第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。

農地所有適格法人以外の法人による権利取得の場合は不許可となりますが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、ウ第3号の「信託要件」についてです。

権利を取得した後の目的を農業に特定しない信託の形式により権利が取得される場合は不許可となりますが、信託ではないので問題はありません。

続いて、エ第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

農作業に常時従事（原則年間 150 日以上）しない場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から、譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みです。

続いて、オ第5号の「下限面積要件」です。

権利取得後の経営面積の合計が、30 アール未満の場合は不許可となりますが、譲受人は現時点で本市の下限面積要件である 30 アール（3,000 m²）以上の農地、22,450 m²を耕作しており問題ありません。

続いて、カ第6号の「転貸禁止要件」です。

所有権以外の権限で耕作する者が、その土地を転貸又は質入れする場合は不許可となりますが、今回は譲受人本人が全て耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて、キ第7号の「地域調和要件」です。

譲り受け後の耕作事業の内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業効率化等に支障がある場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては 鬼武敬子委員に調査をお願いし、特に問題ない

旨の回答をいただいております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

5番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」説明いたします。

今月の申請は1件です。

それでは、議案第2号についてご説明いたします。

「別紙位置図」の農地法第5条1-1と1-2、および「議案第2号参考資料」を併せてご覧いただけたらと思います。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は市内の岩田地区に居住の個人で、譲渡人は柳井市に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字岩田地内の、大和支所から北西約1kmに位置する1筆で、登記地目は畑、面積は649㎡の休耕地です。

譲受人は申請地に隣接する宅地および家屋を購入予定で、対象地には桜の木を植林予定とのことです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第2号参考資料」の(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。
まず、ア立地基準からです。

それでは、(ア)「農地の区分」についてです。

当該用地は都市計画法に基づく用途区域が指定してあることから第3種農地と判断いたします。なお、第3種農地についての農地転用許可申請は原則許可するとされております。

ここからは、イ一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、桜の木の植林ということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

次に、(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて、(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供される用地はすべて取得される計画であり、特に問題はございません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し適当です。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が桜の木の植林であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、森本鉄之委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

森本委員、補足説明をお願いします。

推9番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決に入ります。議案第2号番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規が7件、8筆で面積は12,993㎡、更新が1件、2筆で面積は2,600㎡、合計は8件、10筆で面積が15,593㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決に入ります。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、主な項目についてご説明いたします。

机上に配布しております、議案第4号別紙資料をご覧ください。

まず、1ページ目の「Ⅰ農業委員会の状況について」は記載のとおりです。

次に、1枚めくっていただき、2ページの「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

まず、1の現状と課題ですが、令和3年1月現在の管内の農地面積は849ヘクタール、これまでの集積面積は275ヘクタール、集積率は、32.4%です。

次に、2の令和3年度の目標及び実績は、集積目標を285ヘクタールとしておりましたが、集積実績は282ヘクタール、達成状況は98.9%でした。

3の目標の達成に向けた活動と、4の目標及び活動に対する評価についてですが、委員の皆さんによる日常活動等により、担い手への農地の利用集活動を実施していただいております。

これらの活動の実践により、集積目標には至りませんでした。達成状況は、98.9%と一定の成果を得ております。

今後も活動を継続していただき、目標の達成に御尽力を賜りたいと考えております。

次に3ページ、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

まず、1の現状と課題に平成30年度から令和2年度までの新規参入の状況を記載しております。

2に令和3年度の目標及び実績を記載しております。新規参入目標は1経営体としておりましたが、新規参入実績は0でした。

3の目標の達成に向けた活動と、4の目標及び活動に対する評価についてですが、令和3年度の新規参入はありませんでしたが、これまでの活動は次年度につながるものと考えております。

今後も、委員の皆さんに、参入促進と支援を継続していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に1枚めくっていただき、4ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。

まず、1の現状と課題ですが、令和3年1月現在の管内の農地面積は943ヘクタール、遊休農地の面積は94ヘクタール、割合としては、9.9%です。

次に、2の令和3年度の目標及び実績は、解消目標を2ヘクタールとしておりましたが、解消実績はマイナス104.4ヘクタールとなっております。

これは、昨年調査基準が変更されたことに伴い、遊休農地と判断された農地が増大したことによるものと考えられます。

3の2の目標の達成に向けた活動と、4の目標及び活動に対する評価についてですが、昨年の8月から11月までの間、委員の皆さんに市内の農地パトロールを実施していただき、その内、遊休化の恐れのある農地は61筆、6.0ヘクタールでした。利用権設定などのあっせんを行っていただいておりますが、依然として遊休農地は増加傾向にあり、大変厳しい状況であります。今後も実態の把握と解消に向け、引き続き、指導、助言をお願いしたいと考えております。

次に5ページ、「V違反転用への適正な対応」についてです。

まず、1の現状と課題ですが、令和3年1月現在、管内で違反転用は発生しておりません。

委員の皆さんの、日常的なパトロールによる成果であると考えております。

次に1枚めくっていただき、6ページ、7ページ、「VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。

まず、1の農地法第3条に基づく許可事務についてですが、1年間の処理件数は4件、うち許可4件、不許可は0件でした。点検項目、具体的な内容については、記載のとおりです。

次に、2の農地転用に関する事務については、1年間の処理件数は86件でした。昨年と比較して件数が4.3倍と増加しておりますが、これは太陽光発電事業に対する転用申請が増加したことによるものです。

点検項目、具体的な内容については、記載のとおりです。

次に、3の農地所有適格法人からの報告への対応についてです。点検項目、具体的な内容については、記載のとおりです。

次に、4の情報の提供等についてです。点検項目、具体的な内容については、記載のとおりですが、1つ目の項目の賃借料課報の調査・提供については、調査対象賃貸借件数が136件でホームページに掲載し情報の提供を行っております。

2つ目の項目の農地の権利移動等の状況把握については、調査対象権利移動等件数は89件でした。現在、情報は未公開ですが、ホームページ等への掲載について検討したいと考えております。

3つ目の項目の農地台帳の整備については、整備対象農地面積が1,144ヘクタールで、農地台帳システムで管理をしており、利用状況、農地法の許可、農地利用集積計画に基づく利用権設定などのデータ更新を、毎月実施しております。

最後のページをご覧ください。「Ⅷ事務の実施状況の公表等」については、総会の議事録、活動計画の点検・評価等の農業委員会の活動については市のホームページで公表しております。

事務局としましては、議案第4号につきまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として県に提出するとともに、市のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

また、文言等に軽微な修正がございましたら、事務局にて修正をさせていただきたいと存じます。

併せてご了承いただきたいと存じます。

以上で、議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についての説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決に入ります。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明します。

机上に配布しております、議案第5号別紙資料をご覧ください。

これは、昨年度まで作成しておりました「目標及びその達成に向けた活動計画」に代わるものでございます。

まず、1ページの「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。

1の農業委員会の現在の体制については、委員の定数、実数の内訳等について記載しています。

2の農家・農地等の概要については、直近の農林業センサス、農地台帳に基づき、農家戸数や農業者数、耕地面積などを記載したものでございます。

次に1枚めくっていただき、2ページの「Ⅱ最適化活動の目標」についてで

す。

まず、1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題ですが、管内の農地面積は838ヘクタール、これまでの集積面積は282ヘクタール、集積率は、33.7%です。

次に、②の目標についてですが、本市の「農地等の利用の最適化の促進に関する指針」において、集積目標が令和5年で80%となっておりますことから、農地の集積の目標年度及び集積率につきましては、その数値を記載しております。

今年度の新規集積目標については、前年同様、令和元年度の実績値である29ヘクタールの1/3程度の面積である10ヘクタールに設定し、今年度末の集積面積は、これまでの集積面積に10ヘクタールを上乗せした292ヘクタールとしております。

次に、(2)遊休農地の解消についてです。①の現状及び課題につきましては、1号遊休農地の面積が198ヘクタール、うち緑区分が141ヘクタール、黄色区分が58ヘクタールです。

面積が異常に増大しておりますが、これは、昨年調査基準が変更されたことに伴い、遊休農地と判断された農地が増大したためです。

②の目標、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の解消の緑区分の遊休農地の解消目標面積は、緑区分の遊休農地の面積141ヘクタールの1/5の面積を記載することになっておりますことから、28ヘクタールとしています。

イの前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積につきましては、28ヘクタールの1/3程度の面積である10ヘクタールとしています。

次に、3ページの(3)新規参入の促進についてです。

①の現状及び課題については、記載のとおりです。

次に②の目標に記載した数値につきましては、令和元年度から令和3年度の権利移動面積に、農地法第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農地利用集積計画による権利移動面積を記載し、その平均値を記載しています。

また、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する面積につきましては、平均値の1割以上の数値を記載することとなっておりますことから、1割5分に相当する面積4.7ヘクタールとしています。

次に、2最適化活動の活動目標、(1)推進員等が最適活動を行う日数目標についてです。

表中の1月当たりの活動日数につきましては、国の示す1月当たりの活動日数が最低6日であったことからその数値としました。

なお、先月の総会でお配りした活動記録簿につきましては、本目標値の確認に使用することからもれなく記録をしていただき、総会の開催の際に提出していただきますようお願いいたします。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標については表に記載のとおりです。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標についてですが、相談会の参加回数は1回、開始時期、相談会名、開催場所については未定としておりますが、参加者数につきましては10人程度とさせていただきました。

事務局としましては、議案第5号につきまして、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」として県に提出するとともに、市のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

また、文言等に軽微な修正がございましたら、事務局にて修正をさせていただきたいと存じます。

併せてご了承いただきたいと存じます。

以上で、議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についての説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決に入ります。議案第4号番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。

事務局 続きまして、報告事項の第1号及び第2号を一括して説明申し上げます。報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。今回届出の件数は3件でした。内容については記載のとおりでございます。なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は3件でした。

内容については記載のとおりです。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思えます。

以上で、第24回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年5月16日開催の第24回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____